

労働者派遣のマージン率および教育訓練に関する情報

1. 労働者派遣の実績およびマージン率

労働者派遣事業では、「労働者派遣法第 23 条第 5 項」に基づき、マージン率等を公開することが義務付けられています。平成 28 年度の労働者派遣の実績およびマージン率は下記の通りとなります。

【期間：2018 年年 5 月 1 日～2019 年年 4 月 30 日】

・派遣労働者数：48 人 ・派遣先事業所数：3 社

- ① 働者派遣の料金（1 日 8 時間当りの平均）：26,309 円
- ② 遣労働者の賃金（1 日 8 時間当りの平均）：20,385 円
- ③ マージン率 $(①-②) \div ①$: 22.5%

※マージンに含まれるもの

- ・社会保険料 : 事業主が負担する健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
- ・有給休暇費用 : 社員が取得した有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当した費用
(派遣先には請求できません)
- ・健康診断費 : 一般健診および生活習慣病予防健診の費用
- ・教育研修費 : 教育研修費、資格取得支援
- ・その他費用 : 営業活動費、採用活動費、通勤交通費、賞与、中退共掛金、
通信費、事務所賃貸料、福利厚生費等の諸経費

2. 教育訓練に関する情報

改正労働者派遣法の要件となる「キャリア形成支援制度」に沿った教育訓練に関する情報は下記の通りとなります。

- ・入社 1 年目
ビジネスマナーの習得、基礎訓練、資格取得支援
- ・入社 2～3 年目
技術支援の実践的訓練、技術支援の応用的訓練、資格取得支援
- ・入社 4 年目以降
技術者のスペシャリストとしての育成訓練、リーダー・マネジメント研修、資格取得支援

